

読谷村民リフレッシュ農園取扱い要綱

(目的)

第1条 読谷村民リフレッシュ農園の利用許可に関する事務の取扱いは、読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例、及び読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例施行規則に定めるもののほか、この取扱い要綱に定めるところによる。

(作目の範囲)

第2条 栽培できる作目の範囲は、野菜、花等とし、利用期間内に収穫できる作物に限定する。

(資格)

第3条 利用者となるには、次の各号の条件を備える者でなければならない。

- (1) 村内に現に住所を有すること。
- (2) 村税及び国民健康保険税を完納していること。
- (3) その他村長が認めるもの

(受付)

第4条 読谷村民リフレッシュ農園を利用しようとする者は、農園利用許可申請書（様式第1号）に住民票、村税納税証明書と国民健康保険の加入者は国民健康保険税納税証明書（国民健康保険に加入していない方は、これを証する保険証を提示すること。）を添付すること。

2 農園利用者が区画の数に満たない場合は随時申請を受付けるものとする。

(許可)

第5条 リフレッシュ農園利用申込者が区画の数を超えた場合には、抽選により利用者を決定するものとする。

- 2 村長は、抽選の際、補欠利用者を若干名の順位を定めて決定しなければならない。
- 3 利用者が利用許可の取消しを申し出たとき、もしくは利用を取り消されたときは、村長は補欠利用者の中から、あらかじめ定められた順位に従って補充するものとする。

(期間)

第6条 リフレッシュ農園の利用期間は、募集した年の4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、補欠利用者から補充された利用者の利用期間は、前利用者の残り期間とする。

- 2 募集期間後に許可された者の利用期間は前項残りの期間とする。
- 3 利用期間が終了した場合、または許可の取り消しがあった場合は現状に復し、返還しなければ

ならない。但し、村長が認めた場合はその限りでない。

(損害賠償)

第7条 利用者が自己の責に帰すべき事由によって、農園施設等をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(損失補償)

第8条 村長は、農園の栽培作物及び利用者の事故等による損失については、補償しないものとする。

(権利の発生)

第9条 利用者は、農園の利用に当たり、地上権、耕作権その他の権利は一切発生しないものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

村民リフレッシュ農園利用許可申請書

年 月 日

読谷村長 殿

住 所

氏 名

印

(世帯主)

電 話

読谷村民リフレッシュ農園施設の設置及び管理に関する条例施行規則第3条の規定に基づき、利用の申し込みをします。

なお、村民リフレッシュ農園の利用を許可されたときは、読谷村民リフレッシュ農園施設及び管理に関する条例等の規定を遵守して村民リフレッシュ農園を維持管理することを誓約します。

使 用 料		減 免 申 請		減 免 割 合	
㎡×100円		行 う	行わない	100%	50%
上記申請のとおり決定してよいでしょうか					
部 長		課 長		係 長	